



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	一六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論 : オスナブリュック条約の解釈とその歴史的意義をめぐって
Author(s)	山本, 文彦
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 139, 135(右)-168(右)
Issue Date	2013-03-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52312
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_YAMAMOTO.pdf



一六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論

——オスナブリュック条約の解釈とその歴史的意義をめぐる——

山 本 文 彦

はじめに

本稿の目的は、一六四八年のヴェストファーレン条約のドイツ史における歴史的意義を検討する作業の一つとして、オスナブリュック条約の内容を検討することにある。よく知られているように、ヴェストファーレン条約には「ウェストファリア神話」と呼ばれる近代国際法と近代ヨーロッパ国際関係に関する伝統的評価がつきまといっている。これについてはわが国でも明石欽司氏による詳細な研究があり、この伝統的評価が必ずしもヴェストファーレン条約の実態に沿ったものではないことが明らかにされている。^{〔1〕}また、B・テシイケは二〇〇三年に刊行した著書で、独自のマルクス主義史観からこのウェストファリア神話を全面的に批判して大きな反響を呼び起こし、同書は二〇〇八年にわ

が国でも翻訳が出版されている。⁽²⁾

一方、ドイツ史におけるヴェストファーレン条約の歴史的意義に関しては、同条約を「帝国の死亡診断書」とする伝統的評価がある。この評価に対しては、近世の神聖ローマ帝国史研究の進展によって否定的な見解が示されながらも、現在もまだわが国の一部の概説書等では伝統的な評価が繰り返されている状況にある。ヴェストファーレン条約については、一九九八年の締結三五〇年の記念年前後に、欧米では数多くの研究が発表された。一方、わが国においては、管見の限りでは、前述した明石氏の浩瀚な著書の他には伊藤宏二氏の研究をあげることができる程度である。⁽³⁾

本稿はこのようなわが国の研究状況を鑑み、ヴェストファーレン条約のドイツ史における歴史的意義を考察するための一つの作業として、神聖ローマ帝国（以下帝国）国制を対象としたオスナブリュック条約の内容を中心に検討することを目的とする。ドイツ史における伝統的評価を条文の考察から再検討し、ヴェストファーレン条約の歴史的意義を検討する一助としたい。

一 ヴェストファーレン条約の研究史概観

ヴェストファーレン条約の条文を検討する前に、先に述べた伝統的評価に関連する範囲で、主にA・ブッシュマンの研究に依拠して一六四八年以降の研究史を概観しておこう。⁽⁴⁾

ヴェストファーレン条約は同時代においては、長い間待ち焦がれた平和をもたらすものとして、多くの人々によって歓迎されたことは、いくつかの図版資料からも読み取ることができる。⁽⁵⁾一七〜一八世紀の帝国国法学者たちは、ヴェ

ストファーレン条約を帝国国制の最も重要な文書とみなしていた。まず一七世紀においては、ヴェストファーレン条約締結二〇年後の一六六八年に、P・A・ブルゴルドがヴェストファーレン条約の詳細な解説書を公刊し、一六九四年にはG・F・ブッキシュがIPOの一七条の内の七つの条文の内容を歴史的・法的に詳細に検討した。一八世紀では、一七三六／三七年のN・H・グントリング、一七七六年のJ・J・モーザーおよび一七九五年のJ・S・ピュッターの著作を挙げるべきであろう。とりわけピュッターの著作『ヴェストファーレン条約の精神』は、ヴェストファーレン条約を「一般的規定」（補償規定など）と「個別規定」（平和規定など）の二つに分けて体系的に叙述している。帝国が滅亡する二年前の一八〇四年に公刊されたR・C・フォン・ゼンケンベルクの著作が、最後の帝国国法学者による著作である。

一八〇六年の帝国の滅亡によって、帝国国法学によるヴェストファーレン条約の研究は終わり、いわば歴史的な研究が始まったということができる。一八〇六年以降最初のヴェストファーレン条約関連の著作は、一八〇八／〇九年に公刊されたK・L・フォン・ヴォルトマンの『ヴェストファーレン条約の歴史』である。ヴォルトマンは、ヴェストファーレン条約をヨーロッパとドイツの政治システムの基礎となるものと評価している。しかしながら一九世紀の国民運動・国民国家思想の中で、ヴェストファーレン条約の評価は一変し、帝国が国民国家として失敗する原因となった文書として、帝国が政治的に分裂した責任を負わされることになった。プロイセンを中心とした歴史研究にあつては、帝国が分裂し無力化した責任は、ハプスブルク家にあるとみなされ、他方、カトリックの歴史研究では、帝国の分裂の責任は帝国諸侯の帝国理念の欠如にあるとみなされた。帝国が政治的に分裂した原因の理解については、両者に理解の違いがあるが、しかしヴェストファーレン条約を国民的カストロフとする点では一致している。

一六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論

このような傾向は一九四五年まで続くが、特に一九三三―四五年がその頂点とも呼べる時期である。これを代表する著作としては、一九四〇年に公刊されたF・コップとE・シュルテの『ヴェストファーレン条約』と一九四二年に公刊されたC・シュテディングの『帝国とヨーロッパ文化の病』である。また、一九二三年公刊のゲーブハルト・ドイッ史ハンドブック第二巻では、G・ヴォルフがヴェストファーレン条約により皇帝権の没落と領邦君主の優越が確立したと述べている。

一九四五年以降、ヴェストファーレン条約を国民主義的に評価する傾向は目立たなくなり、むしろ三十年戦争を終結させヨーロッパに平和をもたらした点を評価する傾向が現れる。この傾向は、*Pax optima rerum*（平和は全ての中で最高なもの）をスローガンに挙げた一九四八年のヴェストファーレン条約三〇〇年記念年において顕著に表れ、ヴェストファーレン条約はヨーロッパの座標軸での評価が中心となった。一九五九年にはF・ディックマンの大著『ヴェストファーレン条約』が公刊され、ディックマンはこの中でヴェストファーレン条約の意義として次の三点を挙げている。第一に、ヨーロッパの新しい国際社会の基礎を作り、主権と同権による新たな国際社会が作られたこと。第二に、諸侯の領邦高権が確立し、帝国統治への参加が承認され、さらに同盟権によつて諸侯は国際法の主体になることができたこと。このことはドイツの国民的な不幸と帝国の死病の始まりであり、一六四八年はドイツ史の大きなカタストロフである。第三に、宗派の平等が確立し、近代的な寛容思想への決定的な一歩を踏み出したということである。ディックマンはヴェストファーレン条約を体系的に叙述したが、第二の評価は、一九世紀以来の評価を継承しているということが出来る。このディックマンの著作の三年後の一九六二年から、M・ブラウバッハとK・レプゲンの編集による *Acta Pacis Westfaliae* の刊行が始まり、現在に至るまで刊行が続いている。⁶⁾

一九六〇年代以降、帝国史研究の進展により、皇帝権とは別に特に帝国諸機関の活動状況の解明により、帝国国制の評価が見直され、全般的な傾向としては、国民国家に規定された一九世紀以来の評価から離れ、一七〇一八世紀の帝国国法学者たちの解釈に近づきつつあるということができるといえる。このような傾向の中で特筆すべきことは、一九八九／九一年のヨーロッパにおける国家システムの大きな変動によつて、国際関係の歴史がひときわ注目されるようになったことである。これにより特に近世における「戦争と平和」に関する研究が進み、一九九八年のヴェストファーレン条約締結三五〇年を記念する展覧会のテーマも「戦争と平和」であつた。⁽⁷⁾この一九九八年前後に、すでに述べたように、ヴェストファーレン条約に関する多くの研究が発表された。⁽⁸⁾この記念年以降の研究動向を手短に述べることは難しいが、一六四八年以降各地で挙行されたヴェストファーレン条約関係の祝祭等を扱う文化史的観点からの研究、またヴェストファーレン条約を含め近世ヨーロッパの平和および国際関係についての学際的な研究等が比較的活発に行われているように思われる。しかしながらその一方で、すでにH・ドゥフハルトが指摘しているように、⁽⁹⁾さまざまな問題点が指摘されているF・ディックマンの名著に代わるヴェストファーレン条約の総合的な研究はまだ現れていないのが現状である。本稿は、これらの新しい研究を利用しながら、以下においてヴェストファーレン条約の条文を検討することにする。

二 オスナブリュック条約の内容

ヴェストファーレン条約は、よく知られているように、スウェーデンとの講和条約がオスナブリュック条約（以下

IPO)、フランスとの講和条約がミユンスター条約(以下IPM)で、一六四八年一〇月にミユンスターで調印された。IPOは全一七条で項目総数二二五、IPMは全一二〇条から成るが、内容の多くは重複しており、IPMでは三三の条文が独自の規定である⁽¹⁾。

IP Oの内容を次の四点に整理して検討してみたいと思う。平和秩序、復旧と補償の問題、宗派問題そして帝国内制についてである⁽²⁾。

一つめの平和秩序について。まず前文が「不可侵にして不可分の三位一体の御名において、アーメン」で始まった後、「長年にわたり神聖ローマ帝国において生じた不和および内乱がドイツ全土のみならず、いくつかの隣接する王国、特にスウェーデン王国とフランス王国を巻き込み、持続的で悲惨な戦争が、次の二者の間で生じるまでに拡大した。…」として、皇帝とスウェーデン女王の名がその長い称号とともに述べられる。「極めて多くの地域が荒廃し、多くのキリスト教徒の血が流れた。ついに神の善意により次のことがなされた。両者の間で全般的平和についての構想が練られ、その目的のためにハンブルクで新暦一六四一年一月二五日(旧暦一五日)になされた両者の合意により、新暦一六四三年七月一日(旧暦一日)にヴェストファーレンのオスナブリュックとミユンスターで全権代理人の会議が開催されることが決まった」と講和会議にいたる経緯が簡単に述べられ、皇帝とスウェーデン女王の全権代理人の名前が具体的に記された後で「…全権代理人相互の文書が交換された後で、神聖ローマ帝国の選帝侯、諸侯、等族が出席し、支持し、同意して、神の栄光とキリスト教世界の安寧のために、相互の平和と友愛の規定に向かって、以下に続く内容に合意し、一致した」と述べる。続いて第一条において、その平和と友愛について「キリスト教的な普遍的かつ永遠の平和、真実にして誠実な友愛」が条約当事者の間で確立されるべきことを謳い、帝国とスウェーデンと

の間で「平和と友愛が、誠実に真剣に維持され、尊重されなければならない」とする。こうした平和と友愛を実現するために第二条は、「この戦争の開始以来、あらゆる場所でまたあらゆる方法で敵意をもって引き起こされた全てのこれらに対して、永遠の忘却 (oblivio) と赦し (amnestia)¹³」が、双方からなされなければならない。…戦前と戦時に言葉、文書、行為によって相互に引き起こされた不正、暴力、敵意、損害と損失は、永遠の忘却によって完全に取り除かれる」と規定する。その上で第三条一項において、第二条で規定された「一般的かつ無制限な赦しに基づいて」、帝国の選帝侯、帝国等族および住民たちは、戦争前に正当に享受し戦中に奪われた権利を回復することを規定し、同条二項は係争中の権利等はこの一般的復旧からは除外することを規定し、復旧に関する個別の問題については続く第四条で規定している。この平和と友愛および復旧を実現するために、IPOの最後の条文である第十七条がこの講和条約の法的効力について規定している。まず一項で講和条約の批准について触れた後、二項で、講和条約は帝国基本法であり、永遠の法であることが規定され、三項は、講和条約の内容に相反する全ての法などを認めず、講和条約が優越することを規定している。四〜七項では、同条約に違反する者を帝国法に基づいて平和の侵害者として処罰すること、今後武力を用いた紛争の解決は原則として放棄され、友好的妥協ないしは裁判によって処理されること等が規定されている。

このような条文から、IPOは基本的には帝国の伝統的な考え方に立脚したキリスト教的な平和秩序の再建を目指したことができる。三十年戦争という長期の惨い戦争体験を前にして、あらゆる憎しみなどを永遠の「忘却」で消し去り、戦争によって奪われたあらゆる権利を「赦し」によって回復しようと試みている。また、紛争の解決方法として、暴力の使用を原則として禁止し、法による解決を望んだ。すなわち、過去に生じた争いは、忘却と赦しで

処理し、今後生ずる争いは、友好的妥協と法によつて解決することによつて、平和と友愛の実現を目指したのである。

二つめは、復旧と補償の問題である。先にあげたI P O第三条で、帝国の全ての構成員に対して戦争によつて奪われた権利等が復旧される基本原則が示された後、第四条では個々の帝国等族の復旧が扱われている。同条一項は「先の規定により誰がどの程度復旧されるかということは容易に判断できるが、若干の者たちの求めに応じて、重要な若干の案件について以下で特別に言及する。ここで名前があげられていない者たちが復旧から除外されているとはみなしてはならない」と同条の趣旨を説明した後、二項以下でまず最初に取り上げた問題が、プファルツ選帝侯位の問題である。プファルツの選帝侯位は、三十年戦争中の一六二三年にバイエルン大公に移されていた。第二条で規定された一般的赦しの原則に従えば、この選帝侯位はプファルツに復旧されるべきと思われるが、三項で「プファルツ選帝侯がかつて有していた選帝侯の位は、それに付属する全てのレガリア、帝国官職、特権、権標および諸権利とともに例外なく……バイエルン大公マクシミリアンならびにその子ら……に留まることとする」とバイエルン大公の手に残ることを規定し、五項でプファルツ家に新たに八番目の選帝侯位を与えた。同項は「皇帝は帝国等族とともに、公共の平穩のために、本条約の効力により、第八番目の選帝侯位を創設することと一致した。この第八番目の選帝侯位をライン宮中伯であるカール・ルートヴィヒとその相続人、全てのルドルフ系の男子が、『金印勅書』の相続規定に基づいて今後保持すべきである」と規定する。これにより一三五六年の金印勅書からおよそ三百年間維持されてきた選帝侯位の数がはじめて変更されることになった。⁽¹⁴⁾このことは、この選帝侯位をめぐる問題の大きさを如実に示している。以下この第四条は全五七項にわたつて個々の帝国等族の復旧を規定している。他方、補償問題は第一〇条でスウェーデンに対する補償問題を扱い、同条一項で「皇帝は、選帝侯と諸侯、特に利害関係のある帝国等族の同意の下で、この

和議の効力によって、スウェーデン女王…に、永久かつ直属の帝国レーエンとして以下のヘルシャフトを皇帝の十全の権利によって譲渡する」と述べ、二〇七項で該当地域を挙げ、九項で帝国議会における席次（諸侯部会の世俗席第五番目）、一〇項で所属する帝国クライス（オーバーザクセン・ニーダーザクセン・ヴェストファーレンの三クライス）、一一項で帝国代表者会議への出席権を規定している。¹⁵さらに一五項は、スウェーデン女王および後継の国王が今後、帝国諸侯として皇帝に対して誠実宣誓を他の帝国等族と同じように行うことを規定している。スウェーデンに対する補償内容をこうして第一〇条で規定した後で、これに関係する他の帝国等族の補償問題が、ブランデンブルク選帝侯への補償（第一条・一四条）を始め、メクレンブルク大公家（第十二条）、ブラウンシュヴァイク・リュネブルク大公家（第一条）、ヘッセン・カッセル（第一条）と続く。さらに第一六条八項で、スウェーデン軍の撤退のために、七つの帝国クライス（クルライン、オーバーザクセン、フランケン、シュヴァーベン、オーバーライン、ヴェストファーレン、ニーダーザクセン）の帝国等族が、五〇〇万帝国ターラーの補償金をスウェーデンに支払うことを規定している。これらの条文で規定された主に北ドイツにおける領域の大規模な変更は、一部を除いて基本的に一八〇三年まで維持されたのだった。

三つめは宗派問題である。IPO第五条が五八項にわたって詳細に帝国における宗派体制を規定している。第五条の冒頭で「両宗派の選帝侯、諸侯、帝国等族の間で存在していた苦情が、この戦争の大部分の原因であり動機であったので、それらの苦情に関して以下のように協約し調停する」と述べ、一項でまず「一五五二年のパスサウ協約と一五五五年のアウクスブルク宗教平和は、一五六六年アウクスブルク帝国議会およびその後の神聖ローマ帝国のさまざまな帝国議会において承認されたように、皇帝、両宗派の選帝侯、等族の全会一致の同意によって決定された全ての

条項において有効とみなされ、神聖で不可侵なものとして維持される。：あらゆる事柄について、両宗派の全ての選帝侯、諸侯、等族は、帝国国制、帝国法およびこの条約に合致する限りににおいて、完全にかつ相互に同権でなければならない。一方に対して公正であることは他方に対しても公正であり、あらゆる侵害と暴力は、どこであれ、両宗派の間で永久に禁止される。」とあり、一五五五年の宗教平和が確認されるとともに、両宗派の同権が規定されている。同条二項は「教会の事柄に関する復旧の基準日は、：一六二四年一月一日とする。：あらゆる事柄において、この一六二四年一月一日の状態への回復が行われなければならない」と新たに基準年を設定し、一六二四年一月一日現在の宗派の状態を基準とし、これ以降の宗派に関するあらゆる変更を認めない方針を示した。この基準年の設定に際しては、プロテスタントは戦争前の状態を、カトリックは一六二九年の復旧勅令を主張したが、結局、交渉の結果ある意味で機械的に、両者の中間点である一六二四年になった。この一項と二項で示されたアウクスブルク宗教平和の確認、宗派同権、基準年における宗派の確定を原則として、三項以下で個別の事例を詳細に規定することによって、これらの原則を補足している。その個別規定の最初である三項は、四つの両宗派併存都市（アウクスブルク、ディンケルスビュール、ビーベラハ、ラーフェンスブルク）の名前をあげて、基準年における宗派を維持すべきことを改めて述べ、その上で都市参事会員等の数を両派同数にすることを規定している。続く四項から一〇項で都市アウクスブルクについて規定し、一一項で他の三つの両宗派併存都市について規定している。このような宗派に関する規定は具体的に詳細であり、弾力性を感じさせない。将来の宗派争いを防ぐために可能な限りの目配りがなされており、宗派争いが、いかに現実的にかつ直面する重大事であったかを如実に示しているように思われる。

この第五条以外では、第七条一項で「カトリック派とアウクスブルク信仰告白派の等族と領民に付与された全ての

権利あるいは恩典が、改革派と呼ばれている者にも認められなければならない」と規定し、改革派にも同権が与えられたが、条文ではアウクスブルク信仰告白派と改革派をプロテスタントと呼び、「プロテスタントが二つの宗派に分かれている」と表記している。

こうした宗派問題においてまず注目すべき点は、一五五五年のアウクスブルク宗教平和の有効性が再確認され、領邦君主の宗派選択権は原則としてそのまま承認されたことである。しかしこの宗派選択権と基準年の関係はどのようになるのだろうか。この点を規定しているのが、第五条三〇〜三二項である。まず三〇項で、帝国等族はこれまで通り宗派選択権を有しており、その権利は妨げられてはならないことが規定された後、三一項でカトリック派の帝国等族の支配下にあるアウクスブルク信仰告白派の住民が、一六二四年でそのことが明白である場合には、その信仰が守られるべきことが、三二項では逆にアウクスブルク信仰告白派の帝国等族の支配下にあるカトリック派の住民が同様に一六二四年時点で明白である場合には、その信仰が認められることが規定されている。この結果、基準年の原則の方が領邦君主の宗派選択権よりも上位にあることが分かる。この基準年の原則を適用することは、帝国等族の宗派選択権を事実上形骸化することになると考えることができる。さらに同条五〇項は「…宗教平和もしくは本和議に関して何らかの問題が生じた場合には、帝国議会あるいは他の帝国集会において、両宗派の等族の間で友好的な方法によって和解する」と規定しており、宗派の問題の解決は領邦ではなく帝国レベルで解決されることになっている。そのため続く五一項以下において帝国代表者会議と帝国議会、帝国最高法院と帝国宮内法院の宗派構成の問題が規定されている。この問題は、帝国と領邦に関わる部分であり、後段でまた改めて論じることしよう。

最後の四つめは帝国国制に関する問題である。まず皇帝に係する規定について。IPOの各所では、皇帝の命令

という形でさまざまな規定の実行が命じられており、その内容全般を見る限り、皇帝のこれまでの権利を制限するような規定は見あたらない。また、皇帝に義務づけられている多くの事柄も従前からのものであり、特に大きな違いはない。新しい部分としては、IPOが署名後速やか実行されるための諸々の実務を皇帝に義務づけている点である。

第一六条一項は「講和文書が、全権委任者および全権大使によって署名されたならば直ちに、あらゆる敵対関係は終了すべきである。そして一致された事柄の執行が、両当事者によって直ちに命ぜられなければならない」として、両当事者である皇帝とスウェーデン女王に執行を命じている。その具体的な内容を二項以降で定めている。二項は、皇帝は勅令によって、IPOで定められた事柄を履行することを帝国全体に命じることを義務づけ、クライス公示事項担当諸侯およびクライス長官に、各地での復旧を速やかに行うことを皇帝が命じることを規定している。三項は、この復旧にあたり皇帝委任官が必要な場合には、皇帝は速やかに皇帝委任官を派遣することを規定し、四項は、この皇帝委任官は復旧する側とされる側双方から一名指名された者を皇帝委任官とすること、指名がない場合には皇帝が指名すること、その際には宗派同権に配慮することなどを定めている。六項は、クライス公示事項担当諸侯、クライス長官および皇帝委任官が行う執行を妨害してはならないことを定め、八項以下ではスウェーデン軍に対する補償金を三期に分けて支払うこと、この補償金を負担する七つの帝国クライスそれぞれにおける現金集積都市を指定している。個々の復旧を仲介する人物を皇帝委任官と位置づけることや皇帝が勅令で講和条約の履行を命じ、各クライスの公示事項担当諸侯と長官に執行を命じる点からみて、皇帝がこの講和条約の最高責任者の履行を命じ、各クライスの公示事項担当諸侯と長官に執行を命じる点からみて、皇帝がこの講和条約の最高責任者、すなわち平和と友愛の実現の最高責任者と位置づけられていたことは明らかである。IPOにおいて皇帝の権限に関する規定は少なく、講和条約の履行以外で新しい権限が付与されることもなかったが、他方で権限を奪うような規定もないことができる。

帝国等族の権限についてはどのような規定があるだろうか。この問題に該当するのはIPO第八条である。同条一項は、今後帝国の政治体制において争いが生じないように、選帝侯をはじめとする全ての帝国等族に従前から行使している諸権利等をこの講和条約の効力により保証することを規定している。続く二項では、開戦の決定、講和条約および同盟の締結、法の制定、課税や軍隊の徴募等は、帝国議会において帝国等族の同意によらなければならないことが規定されるとともに、よく知られている同盟権が規定される。同項の文章の流れからみると、前述したような帝国の重要な案件は、帝国議会において帝国等族の同意によつて行われるが、しかしそれだけで帝国等族の安全が保たれない場合には同盟を結ぶことができると理解することができる。同二項の後半では「しかし特に、帝国等族自身の保護と安全のために、彼らの間で、さらに外国との間で同盟を結ぶ権利は、個々の等族に永久に自由であるべきである。ただし、このような同盟が皇帝と帝国、そして帝国ラントフリーデ、また特に本和議に反してはならず、個々の帝国等族が皇帝と帝国に義務づけられている誓約は、あらゆる点で守られなければならない」と規定している。ここで帝国等族に認められた同盟権は、ラントフリーデにおいて古くから認められていた権利であり、一六四八年に初めて与えられた権利ではない。しかもこの権利は皇帝と帝国に反してはならず、また皇帝に対する誓約を遵守することが定められている点は注意しなければならない。同条三項は、帝国議会を講和条約批准後六ヶ月以内に開催すること、それ以降については「公の福利と必要に応じて開催されるべきである」とする。その最寄りの帝国議会で行うべきことが以下において列挙されている。原文の順番通りに列挙すると、ローマ王の選挙の実施、皇帝の永久選挙協約の作成、帝国アハトの方法と手順、クライスの再編、帝国台帳の更新、帝国税の修正と免除、ポリツアイと司法の改革、帝国最高法院の裁判費用の改革、帝国代表者会議の再編、帝国議会の部会の議長長の職務および講和会議で解決できなかった

た案件であり、これらについて審議し決定することを規定している。四項は、帝国議会における都市部会に他の二つの部会と等しい決定権を与えている。第八条の最後の五項は、戦争中に発生した債務については、帝国宮内法院と帝国最高法院で鑑定され、次回の帝国議会に付議されることを規定している。戦争による債務に苦しむ帝国等族に対する保護規定の一つと理解することができる。この第八条の最後にこのような規定があることに留意したい。

第八条の同盟権とともによく知られている *jus Territorii et Superioritatis* については、宗派問題を詳細に規定している第五条で規定されており、帝国等族の国制上の権利を規定している第八条には、これに類するような規定および言葉はない。第五条三〇項は、帝国等族に従属している者たちに対する権利を定めた部分で、帝国等族にこれまでと同様に *jus Territorii et Superioritatis* と改宗権を認める内容である。ここにおける *jus Territorii et Superioritatis* は、まさに領邦高権と言えるものであり、宗派問題の中で出てきている言葉であること、また従前の権利を確認する内容の規定であることは重要である。

最後に帝国諸機関について。帝国議会については、すでに述べたように、第八条二項で開戦と講和の同意権等が帝国議会に与えられていることは注目すべきである。ここで列挙された内容は、これまで帝国議会が扱ってきたものであり、新しく付与されたものはない。しかし具体的に列挙されることは初めてであり、これにより帝国法的に確認されたことになる。帝国議会が従前の通り、最高の国制機関と位置づけられたと言うことができる。さらに同条四項は「一般と同様に特別な集会においても、帝国自由都市にその他の帝国等族と等しい決定権が帰属する」と規定し、都市部会が帝国議会の中で初めて正式に他の二つの部会と等しい決定権を認められた。また宗派問題の中で第五条五一項は、「アウクスブルク信仰告白派の等族に関する案件の場合にはアウクスブルク信仰告白派の者たちだけが、カトリッ

ク派に関わる案件の場合にはカトリック派の者たちだけが特別委員会に派遣される。両宗派に係る案件の場合には両宗派同数が特別委員に指名される」と規定し、宗派に関する案件の処理方法を定めている。さらに続く五二項は、「宗派問題において、さらにまたカトリック派およびアウクスブルク信仰告白派の等族が二派に分かれ、等族が一体のものとしてみなされないようなその他の全ての案件において、多数決ではなく友好的妥協によってのみ争いを解決すべきである。徴税の問題に関する多数決については、この講和会議では決めることができなかったので、次の帝国議会に移管されることとする」と述べ、宗派問題および意見が宗派で分かれる問題については、多数決ではなく友好的妥協によることが規定された。この五一・五二項は、いわゆる両会議分離 (*itio in partem*) 方式の審議を規定した条項として知られている。¹⁷すでに一六世紀前半の帝国議会から、カトリック派会議と福音派会議に分かれて審議する方式が採用されていたが、この審議方式がここにおいて正式に認められたと理解されている。この友好的妥協は、カトリック派有利な形で宗派問題の一方的な解決を防止するための方策であり、宗派問題の再燃を防止し、武力による紛争の解決を忌避しようとするヴェストファーレン条約の基本姿勢を如実に示す部分と考えることができる。

帝国クライスについては、すでに触れたように、第一六条の二項でクライス公示事項担当諸侯およびクライス長官は、皇帝の命令により「復旧されるべき者の要求に関して、帝国執行令およびここで協定された事柄に基づいて、各人の復旧を促進し、完了させること」を義務づけられた。これに関連してさらに同条六項は、二項に基づく復旧の執行を妨害してはならないことを規定し、妨害する者に対しては、クライス公示事項担当諸侯、クライス長官ないしは皇帝委任官が武力を用いることを認めている。さらに同条八項以下でクライスは、スウェーデンに対する補償金の支払いの基本的な単位として位置づけられている。

また帝国の二つの最高裁判所である帝国最高法院と帝国宮内法院についても、宗派問題を扱った第五条の中で規定されている。この他にI P Oに出てくる帝国諸機関としては、帝国代表者会議がある。宗派の問題においてその出席者の宗派同権について規定されている。このようにI P Oは、以前から存在していた国制機関のみに言及しており、新しい国制機関を作り出してはいない。また、それぞれの内部組織についても特別な言及はなく、基本的にはこれまでの帝国国制を再確認する内容ということができる。

以上の四点からI P Oの内容を概観したが、この他には第六条が「スイス条項」と呼ばれている条文で「…皇帝陛下は、帝国等族に意見と助言をもためた後、前年の五月一四日の特別勅令によって、都市バーゼルとその他の誓約同盟諸邦が、完全な自由と帝国からの免除を有していること、また帝国の法廷と裁判所に決して服さないことを宣言した。それ故、同じ事柄をこの講和条約に書き加え…」と規定し、スイスの帝国からの離脱を認めた。¹⁸⁾なおこの第六条はスイスの事柄を規定するだけで、他の内容を含んでいない。また、第九条は商業の復興について規定している。同条は二項からなり、一項は不当な関税や通行税を撤廃すること、二項は通商の自由を保障している。戦争の被害から立ち直るために、商業の復興が急務であるという認識をうかがい知ることができる部分である。

三 ヴェストファーレン条約の受容

I P Oの内容をごく大まかにみてきたが、I P Oのドイツ史における歴史的意義を考える前に、I P Oが一六四八年以降実際にどのように受容されたのかを確認しておきたいと思う。すでに述べたように、I P O第一七条二項にお

いて、次の帝國議會および皇帝の選挙協約において講和条約を帝國基本法として承認することを規定しており、第八条三項で規定された批准後六ヶ月以内に開催すべき帝國議會およびこの時点ですでに話題に上っていたフェルディナント四世の国王選挙がこれに該当する。ヴェストファーレン講和會議は、帝國議會ではなくあくまでも講和會議であり、正式に帝國議會を開催して帝國法として承認することを必要としたのである。

まず批准について。IPO第一六条一項が「講和文書が、全權委任者および全權大使によって署名され調印された後直ちに、あらゆる敵対行為を中止する」と規定していることから、IPOは署名によって効力を発生すると理解することができる。批准については、第一七条一項が「皇帝ならびにスウェーデン女王、帝國等族の全權大使および全權代理人は、締結された講和条約が、皇帝ならびにスウェーデン女王、神聖ローマ帝國の選帝侯、諸侯ならびに等族のそれぞれによって、ここにおいて互いに同意した形式によって批准されること、そして以下のことを誤りなく履行することを約束する。すなわち、正式な批准書が、署名の日から起算して八週間以内にオスナブリュックに提出され、相互に正しく交換される」と規定し、皇帝とスウェーデン女王以外に、帝國等族も批准を行うこととされた。実際には、皇帝は一六四八年一月七日付で批准書を作成し、一方、スウェーデン女王は一六四八年一月一八日付で批准書を作成し、翌四九年二月一八日に批准書の交換を行っており、上述の一項にあった八週間以内は果たされなかった。他方、帝國等族の批准は、スウェーデン女王に対する批准書が四四通、皇帝に対する批准書が三三通作成されている。⁽¹⁹⁾ IPO最後の条文である第一七条一二項において、帝國等族の代表者として一八名の使節の名前が列举され、「…等族の代表者たちは、彼らの主の批准書を、合意された形式で取り決められた期日に相互に交換することを約束した」とある。両当事者の署名によって講和条約としては効力が発生すると考えられるが、最終的には両当事者および帝國等

族による批准によつて、講和条約が最終的に確認され、実質的な効力を持つと考えることができる。また皇帝は、I P O 第一七条二項の規定に従つて、まず批准書と同じ日付の一六四八年一月七日に執行勅令を發布し、翌一六四九年三月二日にクライス公示事項担当諸侯宛の執行命令を發布した。⁽²¹⁾このように条文に従つて手続きがなされる一方で、しかし補償金の支払いをめぐる問題によつて、講和条約の実質的な発効にはまだ時間を要したのである。

この補償金は、第一六条八項で「スウェーデン軍の撤退のために：」と規定されており、一六四八年時点でドイツ国内に駐留していた約一〇万のスウェーデン軍の撤退のために、まずこの補償金がスウェーデン側に支払われなければならなかった。この補償金はすでに述べたように、七つの帝国クライスが支払うことが同八項で規定されており、五〇〇万帝国ターラーの補償金を三期（一八〇万、一二〇万、二〇〇万）に分けて支払うことになっている。支払いの時期について同条九項が「：批准書の交換が行われたならば直ちに一八〇万ターラーの支払いと軍の撤退および占領地の明け渡しと同時に行われなければならない、いかなる理由によつても延期されてはならない」。さらに同項は「残りの二〇〇万帝国ターラーのうち、まず一〇〇万を撤退が確かに行われた時点から起算した翌年末までに、残りの一〇〇万をその翌年末に：支払うこととする」と規定している。⁽²²⁾さらに第一六条の最終項である二〇項で「所定の期日までの軍の撤退および土地の復旧について、軍の総司令官の間で合意された秩序と方法で行われることとする」と規定し、これに基づいて一六四八年一月末から翌一六四九年一月にかけて、プラハで皇帝とスウェーデンの両代表による会議が開催された。しかしこのプラハ会議は、ベーメンからのスウェーデン軍の撤退について合意に達したのみで、他には何ら具体的な成果にいたらなかったため、一六四九年五月から一六五〇年一月にニュルンベルクで執行会議が開催された。このニュルンベルク執行会議には多くの帝国等族も出席して協議が行われ、その結果一六五〇年

六月二六日付で皇帝とスウェーデンの間の合意文書、全六九条からなる「平和執行主要協定」の署名が行われた。⁽²³⁾これにより補償金の支払いとスウェーデン軍撤退に関する合意が達成され、講和条約はここにおいてようやく実質的に発効するといえることができる。五〇〇万帝国ターラーの補償金は、実際には最終的に一六五四年五月までに、約五二〇万帝国ターラーが支払われている。⁽²⁴⁾

一方、IPO第八条三項で規定されていた批准日以降六ヶ月以内に帝国議會を開催することは、結局かなり遅れ、批准日から四年半ほど経った一六五三年六月一日にレーゲンスブルクに帝国議會が招集された。翌一六五四年五月にまとめられた帝国最終決定（「最後の帝国最終決定」）の第四条から六条において、IPO第一七条二項の規定に基づいて、IPOとIPMが、その批准書および平和執行主要協定も含めて、帝国の基本法として承認されている。⁽²⁵⁾同項で規定されたもう一つの皇帝の選挙協約については、一六五三年五月三十一日のフェルディナント四世の選挙協約の中で、ヴェストファーレン条約を帝国法として承認することに触れている。これ以降の皇帝の選挙協約では、一六五八年のレオポルト一世、一六九〇年のヨーゼフ一世においてもヴェストファーレン条約を帝国法として承認している。

一方、IPO第八条三項で挙げられた帝国議會へ申し送られた未決事項の中にあった永久選挙協約は、一七一年七月八日にその草案が作成されたが、その第二条においてヴェストファーレン条約が平和執行主要協定とともに帝国法として承認することが規定されている。⁽²⁶⁾この永久選挙協約草案は最終的には実現しなかったが、しかし一七一年以降の皇帝の選挙協約において参照され続け、最後の皇帝フランツ二世の選挙協約（一七九二年）にいたるまでヴェストファーレン条約は帝国法として承認され続けた。⁽²⁷⁾さらに一八〇三年二月の帝国代表者主要決議においてもヴェストファーレン条約が帝国法として有効であることが述べられており、帝国の終焉にいたるまで、ヴェストファーレン条

約は帝国内部では繰り返し帝国法として確認され続けたことが分かる。

他方、一六四八年以降の多くの講和条約においてもヴェストファーレン条約が言及されている。一六七九年のナイメーヘンの講和条約から一八〇一年のリュネヴィルの和約にいたるまで、ヴェストファーレン条約が平和の基礎として言及されている。こうした講和条約は、それぞれ帝国議會で審議され、皇帝によって帝国決定として批准され告知されていた。この審議の過程で帝国等族は、講和条約がヴェストファーレン条約の規定や他の帝国基本法に抵触しないことを再三確認している。²⁹⁾

ヴェストファーレン条約は、一六四八年から帝国の滅亡にいたるまで、帝国内においては帝国基本法として有効性が確認され続け、帝国国制の不可欠な構成要素であった。それとともに対外的には、多くの講和条約の中で、ヨーロッパの平和の基礎を示す文書として位置づけられていたと言うことができる。

四 ヴェストファーレン条約の歴史的意義

以下において、ヴェストファーレン条約の歴史的意義について考えるにあたり、先に略述したIPOの条文の内容に則して、一六四八年以降の状況を視野に入れながら、以下の三点において整理してみたいと思う。すなわち、平和の形成について、帝国国制についてそして宗派体制についてである。

まず、平和の形成について。IPO第一条で謳っている「キリスト教的な普遍的かつ永遠の平和」という点では、ヴェストファーレン条約の評価は難しいと言わざるを得ない。なぜなら、よく知られているように、一六四八年以降

も大きな戦争が続いているからである。少なくともヴェストファーレン条約の当事者であるフランスとスウェーデンは、一八世紀の初め頃までは極端に軍事的な行動が目立ち、両国が関係する戦争が多発している。ヴェストファーレン条約によって新たに領土を得た両国が、軍事的傾向を強くしたとすることができる。例えば、フランスとスペインの戦闘は、ヴェストファーレン条約後十一年経過した一六五九年のピレネー条約で終結し、その後はルイ一四世による拡張政策により、一六七二年から七八年のオランダ戦争、一六八八年から九七年のプファルツ継承戦争、さらに一七〇二年から一三年のスペイン継承戦争など、多くの戦争が引き起こされたことは周知の通りである。一方、東欧や北欧においても一七世紀後半は多くの戦争が起きており、一六四八年はこの地域にあつては、戦争の時代の始まりを意味しているかのようなものである。スウェーデンとデンマーク、スウェーデンとポーランド、ポーランドとロシアの戦争が立て続けに起きている。こうしたヨーロッパ規模で生じた多くの戦争に、皇帝および帝国も不可分に結びついており、帝国議会において帝国戦争の宣言を行い、多くの戦争に直接的に関与した。また一六七四年から七八年のスウェーデン・ブランデンブルク戦争を始め、一七四〇年から四八年のオーストリア継承戦争や一七五六年から六三年の七年戦争のように、帝国の内部が戦場となる戦争も多く生じている。このようにヴェストファーレン条約の当事者間でも多くの戦争が生じており、平和と友愛がこのヴェストファーレン条約によって少なくとも当事者の間で実現したと考えることは難しい。

一方、宗派紛争を防止しようとするIPOの規定は、結果的には確かに成果を収めたと評価することができるであろう。一六四八年以降、周知のように、帝国にあつては宗派問題による大規模な紛争は生じなかった。しかしながらIPOの規定が実際に各地でどのように扱われたのか、さらにまた帝国レベルでどのように扱われたのかについて

は、他の多くの研究成果の上に、改めて検討することが必要であろう。

次に帝国国制については、まず帝国と領邦の関係という部分から検討してみたいと思う。この部分で注目すべき見解を示しているのが、J・ブルクハルトである。ブルクハルトは、宗派の規定にあった基準年と領邦君主の改宗権に注目し、確かに改宗権は従前通りに領邦君主に認められたが、しかし基準年に優先権が与えられたために、事実上、改宗権は意味を失ったと理解している。また、IPOが詳細に宗派に関する規定を行っていることから、宗派をめぐる争いはヴェストファーレン条約以降はもはや領邦レベルで処理することができず、帝国法によって処理されることになる。ブルクハルトは理解している。このことはブルクハルトによれば、帝国権力の強化であり、主権が領邦に認められたとする伝統的な理解とは逆に、ブルクハルトはヴェストファーレン条約によって領邦から帝国に権限が移り、帝国権力が強化されたと評価する。⁽¹⁰⁾ IPOは宗派に関して詳細に規定し、その上IPOが帝国法として承認されることによって、宗派をめぐる問題は帝国法に基づいて、帝国議会や帝国の裁判所によって解決される点に、帝国権力の強化を見ることは可能であろう。IPOによって宗派に関しては、領邦は共通の帝国法の下で秩序づけられたのである。宗派の争いは帝国法に照らして平和的に解決されることが要請されている点は、一五五五年の宗教平和における解決方法とは大きく異なっている。

国制機関に関しては、帝国議会、帝国クライス、二つの帝国裁判所が重要な位置を占めていることが分かる。帝国議会はこれまで以上に帝国の最高の意志決定機関と位置づけられ、開戦および講和条約の締結についても帝国議会における帝国等族の同意権に触れている点は重要である。帝国クライスは、復旧および補償金の執行の単位となっており、まさに帝国の管区として大変に重要な存在であったことが示されている。特に一六世紀以来、帝国援助の提供単

位として、各クライスはすでに独自の台帳を作成しており、補償金の提供単位としては申し分がないと思われる。帝国最高法院と帝国宮内法院は、いずれも帝国の最高裁判所として位置づけられており、宗派問題をはじめとする帝国内の紛争の平和的解決にとって重要な役割を果たすことが期待されていた。国制機関に関しては、基本的には一六世紀以来の体制がIPOによって再確認されたと言えることができる。

次に帝国等族の権利について。ここではまずヴェストファーレン条約を帝国の死亡診断書と理解し、帝国等族に主権が認められたとする伝統的な理解を扱うことにしよう。この伝統的な理解の根拠となっているのは、同盟権と'*ius territoriale' ius territorii et superioritatis*である。

同盟権についてはIPO第八条が規定しているが、帝国等族が外国勢力を含めて同盟権を持つことは、このIPOが初めてではなく、古くは一二世紀のラントフリーデにさかのぼることができる伝統的な権利であった。⁽³¹⁾ このIPOの規定は、一六三五年のプラハ和約でこの権利が一時的に中断されていた状態を元の状態に戻すことを意味していた。⁽³²⁾ 講和会議の中で、フランスが同盟権の留保条項（帝国と皇帝に反しない）の撤廃を主張したのに対して、帝国等族は一致してこれに反対した。この留保条項もまた伝統的な部分であり、帝国等族は従前通りの同盟権の再確認をIPOで企図したと言うことができる。一六四八年以降のヨーロッパレベルでの外交においては、皇帝のみが帝国の外交の担い手とみなされる傾向にあった。実際、帝国等族がヨーロッパレベルで行動する場合、その行動の根拠をIPOで認められた同盟権ではなく、新たに取得した帝国の外の王位に言及した。⁽³³⁾ ブランデンブルク選帝侯のプロイセン王位、ザクセン選帝侯のポーランド王位、ハノーファー選帝侯のイングランド王位がまさにこれに該当する。同盟権から対外的主権を類推することは難しいと言わざるを得ない。

一方、*jus territoriale* は I P O 第八条一項に、*jus territorii et superioritatis* は I P O 第五条三〇項に出てくる言葉である。まず *jus territoriale* が出てくる第八条は、すでに述べたように、帝国等族の従前の権利を確認する箇所であり、一項では「…選帝侯、諸侯、等族の旧くからの権利、特権、自由、特許、聖俗の事柄における *jus territoriale* の自由な行使…」と規定している。この *jus territoriale* は、この当時の觀念によれば、領邦君主が伝統的に持っている権利の総称であり、領邦高権と理解することができる。同時代の I P O のドイツ語の翻訳でこの *jus territoriale* は、*hohe LandtsObrigkeit* と訳され⁽¹⁴⁾、フランス語の翻訳では *droit de leur territoire* と訳されている。一方、*jus territorii et superioritatis* はこの帝国等族の従前の権利を規定する第八条ではなく、第五条三〇項の領邦や都市における宗派問題を扱う部分に表れる。この部分の同時代のドイツ語の翻訳では、*Landts vund hohe Obrigkeit* ‘*Gerechtigkeit der Landt-vnd Oberbotmäßigkeit*’ と訳されている⁽¹⁵⁾。フランス語の翻訳では該当部分の訳語がない。*superioritas* は、同時代においては臣民に対するオープリヒカイトを意味しており、⁽¹⁶⁾ そのため皇帝に対する帝国等族の権利を規定した八条ではこの言葉が用いられず、臣民に対する領邦君主の宗派問題上の権利を規定した第五条ではこの言葉が用いられたと考えることができる。また同項の内容は I P M 第四七条において、I P O において宗派問題について皇帝と帝国等族の間で合意が形成されたという簡略化した文言で、I P O 第五条の内容全般が確認されているが、この I P M 第四七条の条文中に *jus territorii et superioritatis* が出てこないこともあり、同四七条のフランス語の翻訳においても該当する言葉はない。一方、他に *superioritas* が使われている条文としては、フランスに帝国の領土を割譲する I P M の条文が該当する。I P M 第七四条はエルザスをフランスに割譲する部分であるが、その中で *superioritas* が使われている。この部分の同時代のドイツ語の翻訳は、*Superioritet* ‘*höchste Obrig-vnd Herrlichkeit*’ であり、フランス

語の翻訳は、*souveraine* である。⁽³⁷⁾ さらに I P M 第七八条は、ハプスブルク家（オーストリア家）がエルザス等の地域で有していた権利等を放棄してフランスに割譲することを規定している部分でも *superioritas* が使われ、この部分のドイツ語の翻訳は *Superioritet* であり、フランス語の翻訳は *Souveraineté* である。⁽³⁸⁾ I P M 第七四条および七八条の *superioritas* は、エルザス等の地域を帝国からフランスに割譲することを規定した部分であり、まさに「主権」に相当する内容と理解することができる。同時代の翻訳においても、*superioritas* という同じ言葉を I P O 第五条三〇項と I P M 第七四・七八条とは異なっている。単純に言葉の相違からのみ考えることは危険ではあるが、しかしこの相違は同時代における理解の相違を示しているように思われる。

I P O 第八条は、帝国等族の伝統的な権利を確認した部分であり、これを「主権」と理解することはできない。また、I P O 第五条三〇項は、帝国の枠組みの中における領邦君主の領邦内に対する権利であり、これも「主権」に相当する権利と理解することはできないように思われる。I P O における帝国等族の権利についてまとめるならば、基本的に従前の権利が確認されたにとどまり、「主権」が認められたと理解することはできない。すでに述べたように、宗派問題の最終処理の権限が帝国国制に委譲されたと理解するならば、帝国等族の権利が逆に一部制限されたということができようだろう。

皇帝権については、I P O は規定上明確に皇帝に新しい権限を付与することも、また制限することも行っていない。こうした I P O について、皇帝権に何も直接触れなかったことは、皇帝側の外交上の成果であり、一七世紀後半以降の皇帝権に発展の可能性を残したとする評価がある。このような評価は、確かに講和会議でみられた皇帝権を制限しようとする動きを背景にしていると思われるが、しかしまた一六五八年に皇帝に即位したレオポルト一世の下での皇

帝権の復興を視野に入れた評価とすることができよう。レオポルト一世は、強大なハプスブルク家の財力を背景に、³⁹⁾巧みな皇帝政策で皇帝権の復興を果たすことに成功するが、その背景には帝国議会の永続化とルイ一四世のレウニオン政策をあげることができる。帝国議會は一六六三年以降、予期しない形で永続化することになるが、永続化した原因は、IPOで規定された皇帝の永久選挙協約の問題を始め、帝国議會に解決が持ち越されていた問題、対トルコ戦争に対する戦費およびルイ一四世のレウニオン政策に対する処置など継続的に審議しなければならぬ問題が山積したことである。帝国議會では皇帝の伝統的な地位がまさに目に見える形で認められており、また皇帝は巧みな身分上昇政策を推し進めた。その上、ルイ一四世が引き起こした多くの戦争は、IPO第一七条五項が規定している条約擁護の義務にフランス王が違反していると映り、フランスへの敵愾心を生み出すことになった。五項は「取り決められた講和は、いかなる点においてもその効力が維持され、この和議の締結者全員が、この講和の全ての規定を、誰に対してもまた宗派の相違なく擁護する義務を負う」と規定し、ヴェストファーレン条約の締結者であるフランス王、スウェーデン女王および皇帝に条約の擁護を義務づけたのである。この部分がいわゆる保証国の規定と言われている部分である。一七世紀後半にあつては、フランスはまさにこの義務を果たさず、逆に皇帝がヴェストファーレン条約の擁護者として位置づけられる可能性を与えたのである。この意味において、ヴェストファーレン条約が皇帝権の復興に寄与したと言えなくはないが、しかしこのことはヴェストファーレン条約以降の状況の変化がもたらした可能性であり、ヴェストファーレン条約自体は、伝統的な皇帝の地位を維持する色彩が濃厚な講和条約とすることができる。またIPO第八條二項において、開戦、講和条約締結、同盟締結、法の制定および課税・徵募等の決定が、帝国議会の同意に結びつけられたが、このことが皇帝の行動の範囲を狭めることを必ずしも意味していない。ここで列挙され

た案件は、すでに以前から帝国議會で行われていたことであり、特に新しい案件は見あたらない。もちろん初めて同項において列挙されたことにより、帝国等族の同意権が帝国法上明確になったことは間違いない。帝国議會は皇帝の伝統的な権威を可視的に表現できる場でもあり、皇帝にとって、いわば帝国議會対策というものが、内政においても外交においてもこれまで以上に重要性を増したのである。

帝国国制レベルの問題としては最後に、IPO第八条三項で最寄りの帝国議會に移管した未解決な問題に触れておきたい。この問題の中で特に大きな争点となったのは、皇帝の永久選挙協約の問題である。すでに述べたように、この永久選挙協約は一七一年に草案が作成されたが、最終的な承認にいたらず実現しなかった。永久選挙協約の問題には、よく知られているように、皇帝および選帝侯に対する帝国等族の権利主張がある。永久選挙協約の作成は、国王選挙の度に選挙協約について国王と独占的に協議する選帝侯の伝統的な優位性を根本から脅かすものであり、選帝侯はこれを受け入れるわけにはいかなかった。選帝侯が持つ国制における優越的な地位を他の諸侯は常に攻撃対象としており、ヴェストファーレン講和會議でもしばしば取り上げられている。しかし半世紀にも及ぶ交渉にもかかわらず不首尾に終わった。この他、最寄りの帝国議會に移管された諸問題について、詳細は別稿に譲らなくてはならないが、いずれも一七世紀後半のフランスやトルコとの戦争に多くの時間を割かれ、いくつか具体的な成果に達したものがあつたものの、多くは結局未解決のままであつた。伝統的な帝国の体制を変革することなく、一八世紀以降の時代を迎えることになるのだつた。

最後に宗派体制について。IPOの宗派関係の規定を見る限りでは、一五五五年の宗教平和において不明確な点を可能な限り取り除き、また可能な限り詳細な規定を作成することによって、宗派紛争が起きないように、あるいは大

規模なものにならないように配慮されていると考えられる。宗派体制という点では、基準年と宗派同権が特に重要であろう。また、宗派をめぐる問題は友好的妥協ないしは法によって解決されることが繰り返し規定されており、A・シンドリングが指摘するように、⁽⁴⁰⁾ここから帝国の「司法化」(Judifizierung)の傾向を読み取ることができる。この点は近世ドイツ社会の一つの重要な特色である。宗派問題で一六四八年当時最も切迫していた問題の一つが、プファルツの選帝侯位の問題であり、この解決のために、金印勅書以来およそ三〇〇年にわたって七つに固定されていた選帝侯位を一つ増やすという方法が採られたことは注目すべきである。このような宗派の争いの危険を可能な限り摘み取ることは、帝国の平和にとって重要であり、この時代の帝国の存続にとって重要な前提条件でもあった。あらゆる紛争を未然に防ぐために、過去の紛争を忘却しそして赦し、これからの紛争を友好的妥協と法によって解決することを望んだのである。

おわりに

ヴェストファーレン条約は、基本的にはまず、三十年戦争の講和条約であり、戦勝国であるフランスとスウェーデンへの賠償とそれに関連するドイツ国内の領域の変更が規定された。また、三十年戦争のきっかけとなった宗派の争いを今後防止するために詳細な規定がなされ、戦争の苦しみの中で二度と同じ過ちを犯さないように心を砕いた。帝国議會をはじめとする国制機関の再編あるいは整備に関わる規定もこの流れの中に位置づけるべきである。この賠償と平和の確立を柱とするIPOは、基本的に、伝統的な帝国の体制を再確認する内容である。つまるところヴェスト

フアーレン条約は、宗派問題におけるいくつかの解決策を除けば、帝国国制に関しては伝統的な内容を再確認するものといえることができる。また、講和会議で試みられた皇帝および選帝侯の権利の制限などの国制改革は、未解決の問題として、次の帝国議会に移管されており、ヴェストフアーレン条約はいわば妥協的性格を有していると考えられることができる。また、IPOは基準年と宗派同権の原則によって、多宗派が併存する社会をもたらし、宗派問題を世俗的および法的に解決する道を用意することにより、宗派問題の脱政治化への決定的な端緒となった。宗派問題は、常に他の争いと結びつき、大きな爆発力を持つ傾向にあったが、この争いの温床を取り除くことに一歩踏み出したのである。

一六四八年のヴェストフアーレン条約は、伝統的な歴史観においては、すでに述べてきたように、「帝国の死亡診断書」として中世後期以降の帝国の衰退を決定づける出来事として、ドイツ史における一つの区切りとみなされてきた。他方、近世の帝国を積極的に評価する近年の研究動向にあっても、従来とは逆の方向ではあるが、ヴェストフアーレン条約の意義を高く評価し、ドイツ史における一つの区切りとしている。例えばG・シュミットは、ヴェストフアーレン条約によって帝国という枠組みが強化されたことで、ドイツ人のアイデンティティが生まれ、現在につながるドイツの連邦制的なあり方の原型を見ている。またJ・ブルクハルトは、「二重国家性」という言葉を用いて、帝国と領邦の両者の密接な関係からなる政治体制がヴェストフアーレン条約によって作り出され、それが今日にいたるドイツの政治体制、あるいはまた現在進行しつつあるEUとの関連の中で理解しようとしている。こうした視点は、ドイツ史の流れを一九〇二世紀の国民国家を基軸に考えるのではなく、それ以前の連邦的体制に基軸を求めることになり、ナチズムにつながるドイツ特有の道から解放される可能性を秘めている。しかしこうした考え方は、ドイツにおいて

もさまざまな観点から批判されていることについては、すでにわが国でも渋谷聡氏によって紹介されている。⁽⁴⁾

しかし本稿で確認したように、I P Oの内容は伝統的な帝国の体制の再確認の域を超えておらず、基本的には賠償と宗教平和を規定する文書である。この中に帝国の政治体制を新たに規定する条文は存在せず、帝国の根幹に関わる多くの改革は先送りされることにより、基本的には一五五五年体制を維持する内容と言うことができる。帝国は依然として皇帝および帝国諸機関の下で、身分制的に秩序づけられ、軍事的、経済的、政治的にも不均質な帝国等族から構成されていた。こうした政治的体制を連邦制的な体制と呼ぶとしても、それは近代的な主権概念の下で整理される連邦制ではなく、近代的主権とは異なる次元で構成される連邦制的な体制である。一六四八年以降の帝国政治の中で、まずI P Oによって帝国議会に移管された「未解決な問題」の処理が焦眉の問題であり、I P Oにおいても帝国国制の中心機関と認められた帝国議会がその際重要な鍵を握ることになると思われる。この一七世紀後半以降の帝国政治の中で、I P Oが実際にどのような受容されたのかを改めて検討する必要がある。

註

- (1) 明石欽司『ウェストファリア条約——その実像と神話——』慶応大学出版会、二〇〇九年。
- (2) ベンノ・テシイケ著、君塚直隆訳『近代国家体系の形成——ウェストファリアの神話』桜井書店、二〇〇八年。本書は二〇〇三年に出版され、原題はThe Myth of 1648: Class, Geopolitics and the Making International Relationsであり、二〇〇七年にはドイツ語訳も出版されている。
- (3) 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国——ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン——』九州大学出版会、二〇〇五年。
- (4) A. Buschmann, Die Bedeutung des Westfälischen Friedens für die Reichsverfassung nach 1648, in: M. Schröder (Hg.), 350

Jahre Westfälischer Frieden, 1999 参照。

- (5) 例えは「アウクスブルクの平和の車」と呼ばれる有名な版画がある。これは一六四八年に皇帝の主席顧問官がヴェストファーレン条約締結後にアウクスブルクにおいて作らせたものであり、中央に描かれている馬車に乗る人物は平和を象徴しており、そこには pax optima rerum (平和は全ての中で最高なもの) と記されている。この馬車を引く四頭の馬は、フランス・スウェーデン・皇帝・スペインを表している。K. Bußmann/H. Schilling (Hg.), 1648: Krieg und Frieden in Europa, Münster/Osnabrück 24.10.1998-17.01.1999 [Katalog zur 26. Europaratsausstellung], S.225.
- (6) 〃〃 Acta Pacis Westphalicae の現在の刊行状況等については M. Lanzinner, Die "Acta Pacis Westphalicae" (APW) seit dem Gedenkjahr 1998, (in): I. Schmidt-Voges, S. Westphal, V. Arnke u. T. Bartke (Hg.), Pax perpetua, München 2010 参照。同書六六〇―七二頁には既刊の APW の一覧がある。
- (7) K. Bußmann/H. Schilling (Hg.), 1648: Krieg und Frieden in Europa, Münster/Osnabrück 24.10.1998-17.01.1999 [Katalog zur 26. Europaratsausstellung]。
- (8) 代表的なものとしては H. Duchardt (Hg.), Der Westfälische Friede. Diplomatie—politische Zäsur—kulturelles Umfeld — Rezeptionsgeschichte, München 1998 がある。同書は五章構成(一章: 同時代の出来事としてのヴェストファーレン条約、二章: ヴェストファーレン条約とヨーロッパ諸勢力、三章: ヴェストファーレン条約と帝国、四章: 戦争と平和——一七世紀の軍制について、五章: 文化的環境と受容の歴史)で、計三九本の論文が収められている。
- (9) H. Duchardt, Der Westfälische Friede—neue Ansätze der Forschung im kritischen Rückblick, (in): I. Schmidt-Voges, S. Westphal, V. Arnke u. T. Bartke (Hg.), Pax perpetua, München 2010, S. 26.
- (10) F. Dickmann, Der Westfälische Frieden, Münster 1959.
- (11) IPO と IPM については Acta Pacis Westphalicae, Serie III Abt. B, Bd. 1, Münster 1998 を利用する。以下、本文で言及する条文および項目番号はいずれもこの APW に基づく。
- (12) IPO の全体の構成は、次の通りである。前文、第一条: 平和と友愛の回復、第二条: 損害と敵対行為の忘却と赦し、第三条: 一般的復旧(二項)、第四条: 帝国等族の個別的復旧(五七項)、第五条: 帝国における宗派体制(五八項)、第六条: 都市バーゼルとス

一六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論

イス諸邦の帝国からの離脱、第七条…改革派の権利の保障(二項)、第八条…帝国の政治体制の復興(五項)、第九条…商業の復興(二項)、第一〇条…スウェーデンに対する補償(二六項)、第一条…ブランデンブルク選帝侯への補償(一四項)、第二条…メクレンブルク大公家への補償(四項)、第三条…ブラウンシュヴァイク・ルーネブルク家への補償(二四項)、第四条…マグデブルク大司教領からブランデンブルク選帝侯への補償(三項)、第五条…ヘッセン・カッセルへの補償(二五項)、第一六条…本条約に関する義務の履行(二〇項)、第十七条…講和条約の法的効力(一二項)。

- (13) amnestia は、IPO全体で一四回使われている。amnestia は、現在では「恩赦」と訳されるのが一般的であるが、本稿ではIPOの内容に則して「赦し」という訳語を用いた。なおIPOの amnestia の訳語としては他に「忘却」という訳語を用いているものもある。歴史学研究会編『世界史料五ヨーロッパ世界の成立と膨張』岩波書店、二〇〇七年、三二〇頁。この amnestia という言葉の歴史および語義については、ヨルク・フィッシュ、佐久間弘展・高津秀之訳「中・近世の戦争責任とアムネスティ」、歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』、二〇〇一年、青木書店参照。このフィッシュ論文によれば、amnestia には忘却・赦免・破棄の意味合いが含まれていたが、次第に忘却という意味が主流となり、一八世紀中頃以降は、赦免や破棄の意味においては用いられなくなったとされている。しかしIPOでは、oblivio(忘却)とともに用いられており、本稿では前述のように「赦し」という訳語をあてた。

- (14) 金印勅書は、俗人選帝侯の相続規定を明確化することにより、選帝侯位の分割を防止しようとしているが、選帝侯位の増減については特に規定していない。また、三項において従来のプファルツ選帝侯の権利等はバイエルン選帝侯が享受する旨が規定されたが、金印勅書第五条で規定しているフランク法地域における帝国代理職については、この後両家で争いになり、およそは百年後の一七四五年によりやく両家の調停により、交互に勤めることと決着を見ている。K. Zeumer, *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung*, Bd. 2, (Neudruck 1913), Nr. 210, 505ff.

- (15) この他に一二項で不上訴特権、一三項で大学の設置の許可が与えられている。

- (16) 同盟権が二世紀以来のドイツにおける伝統的な権利であることについては、すでにベッケンフェルデの有名な論文がある。E. W. Böckenförde, *Der westfälische Frieden und das Bündnisrecht der Reichstände*, in: *Der Staat* 8 (1969). また、一三五六年の金印勅書の第十五条、一四九五年の平和と法の司掌の第七条においても認められている。

- (17) 両会議分離 (titio in partes) といふのは、M. Heckel, *Titio in partes: Zur Religionsverfassung des Heiligen Römischen Reiches*

Deutscher Nation, (in) ZRG, Kan. Abt. 95 (1978) 参照。

- (18) スイス条項については、柳澤伸一「ウエストファリア条約のスイス条項」『西南女学院短期大学研究紀要』四八号(二〇〇一)参照。
- (19) APW, III-B, Bd. 1/1, S. 182-185.
- (20) J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 849-852.
- (21) J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 853f.
- (22) 第二期の為替を支払ったことが決まった二二〇万帝国ターラーの支払期日については、この九項を見る限り判断としなく。
- (23) J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 854-876.
- (24) ニュルンベルクの執行会議については、オスマンの研究が詳しい。A. Oschmann, Der Nürnberger Exekutionstag 1649-1650, Münster 1991. 同書の六二九頁には補償金の支払の一覧表がある。
- (25) J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 957-958.
- (26) A. Buschmann, Kaiser und Reich, Teil II, Baden-Baden 1994, S. 276-278.
- (27) 選挙協約の第一条三項が「これに譲渡すべし」。J. J. Schmauss, Corpus Juris Publici, Leibzig 1794, Nachdruck Hildesheim 1973, S. 1574f.
- (28) A. Buschmann, Kaiser und Reich, Teil II, Baden-Baden 1994, S. 370.
- (29) A. Buschmann, Die Bedeutung des Westfälischen Friedens für die Reichsverfassung nach 1648, in: M. Schröder (Hg.), 350 Jahre Westfälischer Friede, S. 55.
- (30) Johannes Burkhardt, Der Westfälische Friede und die Legende von der landesherrlichen Souveränität, in: Landes- und Reichsgeschichte, 2004, S. 216f.
- (31) この同盟権を伝統的な権利であることを解明した研究としては、註31であげたベッケンフエルデの論文(E.-W. Böckenförde, Der Westfälische Friede und das Bündnisrecht der Reichsstände, in: Der Staat, 8 1969)がある。ベッケンフエルデは確かに同盟権をラントフリーデに由来する伝統的な権利であること解明したが、しかしベッケンフエルデはこの同盟権が、一六四八年においては、それまでとは別な意味を持ったと考えている。ベッケンフエルデは人的結合国家の段階にある時の同盟権と一六四八年のように領域

一六四八年ヴェストファーレン条約に関する一試論

的にまとまりのある国家によって担われる時とは意味が異なると考える。ここにおいてベッケンフェルデは同盟権と領邦高権を結びつけて考察しているということが出来る。同論文四五六頁で「領邦高権と同盟権は一緒になってはじめて国家性の基礎を領邦に作り、領邦に国家への道を開いた」と指摘している。

- (32) J. Burkhardt, Der Westfälische Friede und die Legende von der landesherrlichen Souveränität, in: Landes- und Reichsgeschichte, 2004, S. 211.
- (33) Ders., S. 212.
- (34) APW, III-B, Bd. 1/2, 368f.
- (35) APW, III-B, Bd. 1/2, 318f.
- (36) J. Burkhardt, Der Westfälische Friede und die Legende von der landesherrlichen Souveränität, in: Landes- und Reichsgeschichte, 2004, S. 214.
- (37) APW, III-B, Bd. 1/2, 596f.
- (38) APW, III-B, Bd. 1/2, 600f.
- (39) ヴェストファーレン条約において、ハプスブルク家はエルザスなどをフランスに割譲したが、その他のオーストリア、ベーメン、メーレンやシュレージエンに対する支配は何ら制限されておらず、ヨーロッパを代表する強大な家門勢力であったことが、一六四八年以降の皇帝位の維持やその活動を支えることになった。C. Kampmann, Europa und das Reich im Dreissigjährigen Krieg, Stuttgart 2008, 171ff.
- (40) A. Schindling, Das Heilige Römische Reich als Friedensordnung? in: R. G. Asch/W. E. Voß/M. Wrede (Hg.), Frieden und Krieg in der Frühen Neuzeit. Die europäische Staatenordnung und die außereuropäische Welt, 2001, 273ff.
- (41) 渋谷聡『近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向——近年のドイツにおける「国家・国民」意識に寄せて——』、『史料』八九巻一号、二〇〇六年。